

熊野川流域景観計画（素案）

【概要版】



平成26年6月

三 重 県

目 次

第1章 計画策定の背景と目的	1
第2章 景観特性と課題	2
1 熊野川流域の景観特性.....	2
(1) 概況.....	2
(2) 景観構造.....	2
(3) 世界遺産登録.....	3
(4) 土地利用規制.....	3
(5) 景観特性.....	4
2 景観づくりの課題.....	6
(1) 熊野川流域における景観構成要素の一体的な保全.....	6
(2) 熊野川流域における景観資源がもつ重要性の共通認識.....	6
(3) 熊野川流域の眺望景観や景観資源の活用.....	6
第3章 良好な景観づくりに関する方針	7
1 基本方針.....	7
(1) 世界遺産を有する地域にふさわしい景観づくり.....	7
(2) 災害に対する復旧・復興への備え.....	7
(3) 「景観づくり」による地域活性化の後押し.....	7
2 役割.....	8
(1) 流域住民等の役割.....	8
(2) 行政の役割.....	8
第4章 良好な景観づくりのための誘導方策	9
1 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）.....	9
2 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）.....	9
(1) 景観形成基準.....	9
(2) 届出対象行為.....	12
(3) 届出の対象外となる行為.....	12
(4) 特定届出対象行為.....	13
参考資料	14
1 熊野川流域における景観資源.....	14
2 良好な景観づくりに資する取組事例.....	14

第1章 計画策定の背景と目的

三重県南部を流れる熊野川（くまのがわ）の流域は、その多くが急峻な山岳地帯にあり、全国的にも温暖で雨が多く、スギやヒノキのほか、温暖性の常緑広葉樹もみられます。また、熊野川沿いの山麓部には、先人たちによって築かれた石積みの集落が点在し、その素朴な佇（たたず）まいに、悠久の歴史が偲（おも）われます。

このような自然と人為がみごとに調和した熊野川の流域の景観は、「神々の里」と呼ばれるにふさわしい景観といえます。

古来、この流域では林業が盛んに行われ、熊野川は木材の輸送路として流域を結ぶ重要な役割を果たしてきました。近年、人口減少や高齢化が急速に進む中、人々が安心して暮らしていけるよう、地域資源を生かした産業や観光の発展が望まれています。また、「昔は大雨が降っても一週間くらいで澄んだ」という熊野川も、濁水が長期化しているといわれており、地域らしさを取り戻すためにも流域全体が連携し、改善に向けた工夫をしていくことが期待されています。

熊野川は、かつて「川^{かわ}の参詣道（さんけいみち）」と呼ばれ、熊野信仰が盛んになった平安時代以降、熊野川沿いの「川丈（かわたけ）街道（川端街道）」とともに、熊野三山（くまのさんざん）に向かう参詣者で賑わいました。

平成16年7月7日には、熊野川を含む熊野古道の文化的価値が、ユネスコ（UNESCO/国際連合教育科学文化機関）の世界遺産委員会において認められ、三重県、和歌山県、奈良県の3県にまたがる世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道（さんけいみち）」として登録されました。

近年では、熊野川の世界遺産への登録や、古くから多くの旅人を魅了してきた川舟下りの復活などにより、熊野川流域の景観が来訪者の目に触れる機会が増えてきました。平成26年には世界遺産登録10周年を迎え、これまでの多種多様な取組の推進とともに、より多くの人々が集う地域として、さらに活性化し、発展していくことが望まれています。

豊かな自然と人々の営みにより、長い時間をかけて育まれてきた熊野川流域の景観は、高い文化的価値を有する、人類共有のかけがえのない資産です。この資産を守り、次の世代へ引き継いでいくためには、熊野川流域の人々や市町、対岸に位置する和歌山県などとも連携・協調した広域的な景観形成の取組が必要です。

このようなことから、世界遺産の登録資産である「熊野参詣道（熊野川）」と、その緩衝地帯に加え、山麓部の集落や背後の山並みなどを流域として一体的に捉え、世界遺産を有する地域にふさわしい景観を形成していくため、景観法に基づく「熊野川流域景観計画」を策定します。

第2章 景観特性と課題

1 熊野川流域の景観特性

(1) 概況

熊野川（水系名：新宮川）は、奈良県南部の大峰山脈の山上ヶ岳（吉野郡天川村、標高1,719m）を水源とし、三重県熊野市紀和町小船（きわちょうこぶね）と和歌山県新宮市熊野川町宮井の境界付近で、大台ヶ原を水源とする北山川と合流してからは、三重県と和歌山県の県境を流れ、熊野灘に注ぐ、幹川流路延長183km、流域面積2,360km²の一級河川です。

熊野川の流域は、奈良県、和歌山県、三重県の3県にまたがっていますが、その多くが「近畿の屋根」とも呼ばれる急峻な山岳地帯となっています。

熊野川の流域は、吉野熊野国立公園に指定されるなど、美しい渓谷をはじめとする豊かな自然がみられ、特に、北山川の瀨峡（瀨八丁）は、国の特別名勝及び天然記念物に指定された峡谷が形成されています。

※ 本景観計画では、熊野川の周辺地域を表す言葉を、次のとおり使用します。

「熊野川の流域」：熊野川及び支川の北山川などを含めた、新宮川水系の河川の流域

「熊野川流域」：本景観計画の対象となる熊野川と北山川との合流点から、熊野川と相野谷川（おのだにがわ）との合流点までの左岸流域

図1 熊野川の位置と新宮川水系の主な河川



県道小船紀宝線



国道168号

(2) 景観構造

地形や施設の立地等について、左岸と右岸で対照的な景観がみられます。

① 熊野川左岸（三重県側）

熊野川と並行して走る県道小船紀宝（こぶねきほう）線は、主に地元住民が利用する生活道路で、右岸側の国道168号に比べ、交通量は少なく、道幅も広くありません。

集落や農地は、山麓部の平地や緩やかな傾斜地に形成され、約1～2km（市町界付近では約7km）の間隔で点在しています。また、大規模な観光施設や産業施設はなく、小船集落の「小船梅林」や浅里（あさり）集落の「飛雪（ひせつ）の滝キャンプ場」などがみられる程度です。

② 熊野川右岸（和歌山県側）

熊野川と並行して走る国道168号は、2車線の幹線道路です。

河口付近の平野部には市街地が広がっていますが、上流へ行くにつれて急峻な山々が熊野川まで迫っている区間が比較的連続し、一部のまとまった集落や農地を除き、左岸側のような集落景観はみられません。

また、ウォータージェット船乗船場などの観光施設や、新宮市熊野川行政局の庁舎、コンクリート工場などが立地しています。

(3) 世界遺産登録

川の参詣道である「熊野川」は、中辺路の一部として位置づけられ、熊野本宮大社から熊野速玉大社までの区間のうち、川の中央部に当たる幅10mの帯状の区域が、世界遺産として登録されています。

なお、世界遺産・熊野川は、平成12年に、熊野速玉大社の社地である「御船島（みふねじま）」などとともに「史跡」に指定されています。

※ 「文化的景観」：地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの
（文化財保護法第2条第5項）



御船島

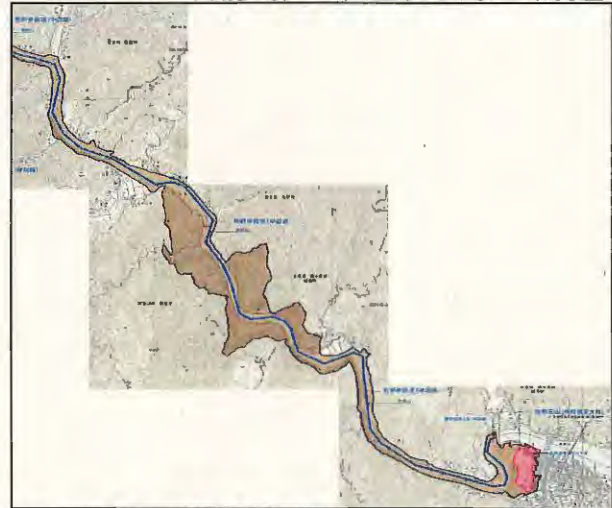


熊野速玉大社

図2 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の登録資産



図3 登録資産（熊野川、熊野速玉大社、御船島）の位置及び周辺環境図



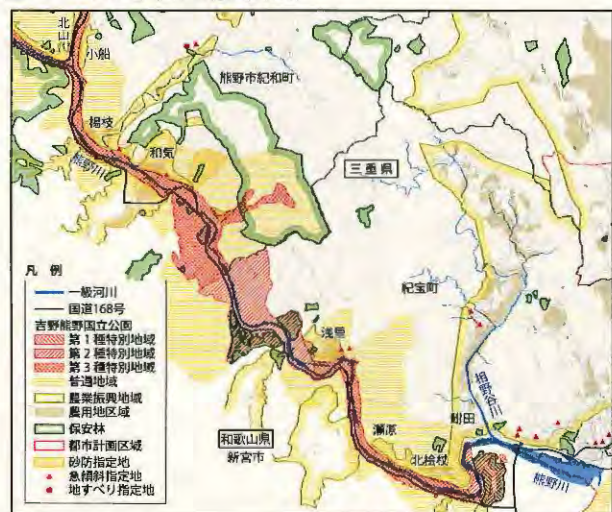
資料：世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画

(4) 土地利用規制

世界遺産の登録資産（コアゾーン）である熊野川は、「自然公園法」に基づく第2種、第3種特別地域及び「河川法」に基づく河川区域内に位置します。

また、緩衝地帯（バッファゾーン）についても同様です。（緩衝地帯の一部は河川区域外となっています。）

図4 土地利用規制図



(平成24年3月作成)

(5) 景観特性

① 自然的特性

ア 地勢・地形

熊野川流域は、ほぼ全域にわたり紀伊山地の山々が広がっており、急峻に立ち上がる起伏の大きい山地地形が形成されています。また、平地や緩やかな傾斜地は多くありませんが、相対的に熊野川左岸に多くみられます。



紀伊山地の山々

イ 地質

熊野川流域では、第三紀層の熊野酸性岩類などがみられます。また、熊野川流域を含む山地及び丘陵地の土壌は、主に森林性有機質土で、これを利用してスギ、ヒノキを中心とした林業が行われています。

ウ 気候

熊野川流域は、下流部が熊野灘沿岸の気候、その他の地域が山地の気候に属しています。紀伊山地が北西の季節風をさえぎり、南岸を暖かい黒潮が流れていることから、近畿地方では最も温暖な地域となっています。また、年間平均降水量は、日本の平均値の約1.6倍(2,800mm程度)となっており、国内有数の多雨地帯です。

エ 植生

熊野川流域の植生は、スギ、ヒノキなどの針葉樹が大部分を占めますが、一年を通して気候が温暖であることから、ブナ、ミズナラなどの温帯林とシイ、カシなどの暖帯林が混じる、温暖性の常緑広葉樹もみられます。

オ 水系

熊野川は、奈良県南部の大峰山脈の山上ヶ岳を水源とする、熊野灘に注ぐ最も大きな河川です。

熊野川流域には固有の自然環境が残されており、ソハヤキミズ、キイトラッキョウなどの貴重な「溪流沿い植物」(※)が生育しています。これらの植物は、2012年レッドデータブックにおいて、「保護上重要な植物」として登録されています。

※ 「溪流沿い植物」：溪流の増水時に冠水するような岩上・岩隙に生育する植物

カ 自然公園

熊野川流域は、河川を中心とした範囲が吉野熊野国立公園の特別地域に指定されています。

キ 水害

熊野川の流域は、急峻な山々に囲まれた多雨地帯となっており、このような地形的・気候的な要因から、幾度となく風水害を経験してきました。中でも、特に大きな被害を受けたのは、明治22年の十津川大水害、昭和34年の伊勢湾台風、平成23年の紀伊半島大水害です。



紀伊半島大水害による土砂崩れ

② 歴史・文化的特性

ア 古代の国わけ

熊野川流域を含む現在の紀北町より南側の地域から和歌山県域にかけては、紀伊国(きいのくに)にあたります。

イ 江戸時代後期の藩領

熊野川流域を含む東紀州地域から松阪市周辺にかけての地域は、紀州藩領が占め、往時の紀州藩の勢力の大きさがうかがえます。

ウ 街道

熊野川は「川の参詣道」ですが、熊野川の岸の切り立った崖沿いには「川丈街道（川端街道）」がありました。川丈街道は、現在、その大部分が県道小船紀宝線となっていますが、「宣旨帰り（せんじがえり）」「比丘尼転び（びくにころび）」などの当時の難所が、言い伝えとともに残されています。（※紀伊半島大水害では、通行止めとなりました。）



川丈街道（川端街道）

エ 舟運（しゅううん）

熊野川は、人々の暮らしを支える基盤としても重要な役割を果たしてきました。江戸時代には、「三反帆（さんだんぼ）」などによる舟運が活発となりました。

昭和30年代になると、車社会への移行に伴って国道が開通する等、舟運は衰退しましたが、現在では、ウォータージェット船や川舟下りなどの観光舟運が盛んです。



三反帆

写真：「世界遺産 川の参詣みち熊野川」（国土交通省紀南河川国道事務所発行）

オ 集落

熊野川流域には、上流から熊野市紀和町の小船（こぶね）・楊枝（ようじ）・和気（わけ）、紀宝町（きほうちょう）の浅里（あさり）・瀬原（せばら）・北桧杖（きたひづえ）・鮎田（ふなだ）の7つの集落が、山麓部の緩やかな傾斜地に沿って形成されています。各集落には、繰り返される風水害の歴史の中、先人たちによって築かれてきた階段状の石積みがみられます。

建築物は、入母屋平入り屋根や切妻平入り屋根に軒がんぎなどが一部にみられる戦前からの木造住宅がわずかに残るものの、大半は、戦後から昭和後期にかけて建築された木造軸組工法による和風住宅となっています。

カ 伝統行事

a 御船祭（みふねまつり）

熊野川と相野谷川との合流点から約700m上流に位置している御船島では、毎年10月16日に、熊野速玉大社の例大祭（れいたいさい）として、御船祭が開かれています。



御船祭

b スズキ追い（スズキ追い）

干ばつに見舞われることが多かったために行われていた雨乞い神事を転化させ、毎年7月、浅里神社の祭礼行事として行われていたものです。平成6年に復活し、現在では、年に1回行われています。

キ 文化財

世界遺産である「熊野川」及び「御船島」が史跡に指定されているほか、「本竜寺（ほんりゅうじ）本堂」が三重県有形文化財（建造物）に、「楊枝薬師堂」が熊野市有形文化財（建造物）に指定されています。

ク 熊野詣（くまのもうで）

熊野詣とは、古くから神々の住む聖地、再生の地として崇められてきた熊野へ詣でることで、来世の幸せを神々に託すという信仰です。

熊野三山が成立した平安時代中期、法皇や上皇の御幸（ごこう）が始まると、その影響で街道や宿場が整備され、熊野詣がますます盛んになっていきました。熊野信仰が盛んになり、旅人の切れ目がなく行列ができた様子は、蟻の行列に例えられ、「蟻の熊野詣」と呼ばれるほどでした。

③ 社会・経済的特性

ア 過疎化が進む地域

熊野川流域では、人口減少や高齢化が進んでおり、特に、熊野市は、過疎地域自立促進特別措置法による「過疎地域」に指定されています。また、紀伊半島大水害では多くの家屋が失われました。このような中、更なる人口減少を止めるとともに、新しい居住者を含めて地域に人々が住み、ひいては、地域が活性化することが望まれています。

イ 林業を中心とした地域の産業

熊野川流域では、熊野川の舟運を活かし、古くから林業が盛んに行われてきました。熊野川は、材木の輸送路となり、河口付近は、木材や木炭の集積地として賑わうとともに、製紙業や製材業が発展しました。今後も、この地域において人々が安心して住み続けるため、これらの既存の産業を守っていくことが望まれています。

ウ 今後の発展が望まれる観光

熊野川流域には、「飛雪の滝キャンプ場」などがあります。また、熊野川右岸には、熊野速玉大社などの観光資源や、瀬峡ウォータージェット船乗船場などの観光施設があります。地域が持つ世界遺産としての文化的価値を活かす取組を通して、和歌山県側との連携を深めるとともに、これらの観光資源や施設に多くの人々が訪れ、新しい観光産業が育つことなどが望まれています。また、熊野川流域の観光などの発展にあたっては、熊野川の濁水の改善や空き家・空き地の適正管理なども期待されています。

エ 眺望

川舟下りや熊野川右岸からは、蛇行する熊野川と起伏に富んだ山並み、山麓部の階段状の集落などが折り重なる美しい眺望景観が楽しめます。

熊野川左岸においては、「浅里展望台」をはじめ、集落の高台にある寺社境内や広場などから、起伏に富んだ山並みや田園などのパノラマが広がります。



浅里展望台からの眺望

④ 景観資源

熊野川流域には、次のような景観資源がみられます。



壱嶋



楊枝川原



飛雪の滝

2 景観づくりの課題

(1) 熊野川流域における景観構成要素の一体的な保全

県境地域である熊野川流域の「河川」「山地」「集落・農地」などの景観構成要素を、稜線の連続性にも配慮しつつ、和歌山県との連携のもと、流域として一体的に保全することが必要です。

(2) 熊野川流域における景観資源がもつ重要性の共通認識

風水害などによる被害により、地域の魅力や長い歴史の記憶が失われることがないように、景観資源がもつ重要性を誰もが等しく認識しておくことが必要です。

(3) 熊野川流域の眺望景観や景観資源の活用

誰もが楽しく過ごし、繰り返し訪れたくなるよう、熊野川流域の魅力となっている眺望景観や景観資源を効果的に利用することが必要です。

第3章 良好な景観づくりに関する方針

1 基本方針

(1) 世界遺産を有する地域にふさわしい景観づくり

「川の参詣道」とも呼ばれる熊野川は、古くから霊場「熊野三山」への参詣、巡礼の道として栄えた歴史を持っており、先人達により幾世代にもわたり受け継がれてきた資産です。

この貴重な資産を守り、さらに次の世代に引き継いでいくため、熊野川流域の文化的景観を共有する対岸の和歌山県との連携のもと、川の参詣道として歴史・文化的価値を有する熊野川に加え、その背後にある紀伊山地の豊かな自然景観、集落における日常の暮らしから生まれた景観を、熊野川流域として一体的に保全することにより、世界遺産を有する地域にふさわしい景観の形成を図ります。

(2) 災害に対する復旧・復興への備え

信仰や交流など人々の営みと周囲の自然が一体となった文化的価値を有する熊野川流域は、度重なる風水害を経験してきた地域でもあり、災害時における防護機能の確保と復旧・復興は、この地域にとって極めて重要なこととなっています。

大規模な災害後の復旧・復興を進める中で、国指定の文化財（史跡）である御船島をはじめとする貴重な景観資源が忘れ去られ、あるいは、なくなることにより、世界遺産を有する地域としての魅力が失われることがないように、熊野川流域における景観資源がもつ重要性を誰もが等しく認識し、広く発信するとともに、流域住民をはじめとする関係者と情報を共有します。

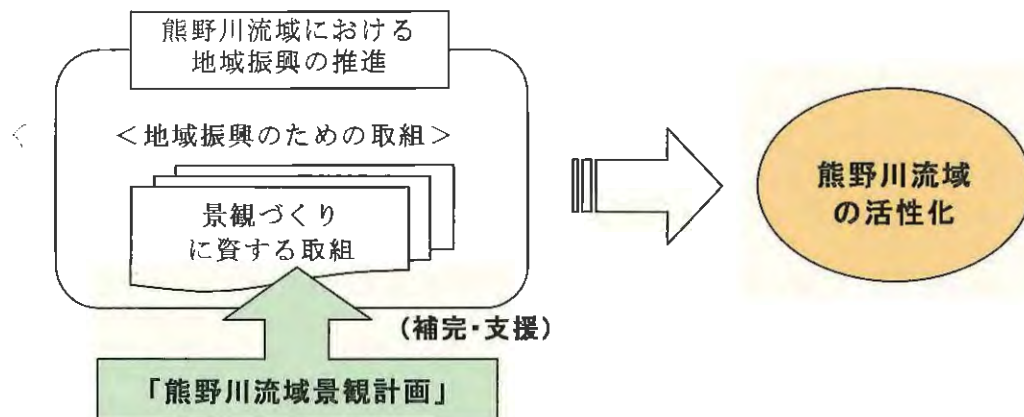
(3) 「景観づくり」による地域活性化の後押し

熊野川流域では、「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録を契機として策定された「熊野古道アクションプログラム」（平成15年3月策定）（※）による取組をはじめとして、さまざまな地域振興のための取組が進められています。

これらの取組のうち、眺望景観や景観資源の活用など、「良好な景観づくりに資する取組」を熊野川流域景観計画で補完・支援することにより、熊野川流域の活性化に結びつけていきます。

特に、良好な景観づくりに資する取組の推進にあたっては、対岸の和歌山県、新宮市を含む流域の自治体との連携のもと、熊野川流域の景観の文化的価値を十分に理解したうえで、進めていく必要があります。

※ 「熊野古道アクションプログラム」：「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録を契機に、地域住民、市民活動団体、事業者、専門家、行政など、熊野古道に関係するすべての方々が、熊野古道を世界遺産として守り、将来に向けて伝えていくとともに、その価値を十分に理解したうえで適切に活用すること（「保全と活用」）により、地域振興に結びつけていく活動指針



2 役割

(1) 流域住民等（※1）の役割

- ① 流域住民等は、世界遺産を有する地域において居住し、あるいは、活動する者として、熊野川に誇りと愛着を持ち、自らが良好な景観づくりの中心的な役割を果たす主役であること、自らの行動が熊野川流域の景観に影響を及ぼすことを認識するものとします。
- ② 流域住民等は、流域の景観に関心を持ち、日常生活の中で、自らが進んで流域の誇れる景観を保全し、魅力ある景観づくりを実践するとともに、地域が行う良好な景観づくりに関する活動や、行政が実施する良好な景観づくりに関する施策や事業に参加、協力していくものとします。
- ③ 特に、土地所有者等は、土地、建築物及び工作物の利用等による改変は、流域の誇れる景観資産になる場合もあれば、良好な景観を損ねる場合もある等、流域の景観に大きな影響を与えるものであることを認識し、流域の良好な景観づくりに貢献するよう努めるものとします。
- ④ 設計・施工者等（※2）は、自らの業務が流域の景観に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動にあたっては、流域の良好な景観づくりに配慮し、必要に応じて、率先して自ら情報の提供を行うとともに、地域が行う良好な景観づくりに関する活動や、行政が実施する良好な景観づくりに関する施策や事業に参加、協力していくものとします。

※1 「流域住民等」：熊野川流域の住民及び事業者のことをいいます。具体的には、一人ひとりの個人、ボランティア、NPO、地域の団体、事業者等の多様な主体を含みます。

※2 「設計・施工者等」：設計者、デザイナー、施工業者、開発事業者、コンサルタント等であって、景観に影響を与える構造物等の形態・意匠・色彩・素材等を提案・施工する者のことをいいます。

(2) 行政の役割

- ① 市町及び県は、流域住民等の景観づくりに対する意識を高め、景観づくりに参加しやすい環境づくりを行うとともに、主体的な取組を支援するものとします。
- ② 市町及び県は、熊野川流域の景観に影響を及ぼす事象について、適宜、関係機関との情報共有を図るなど、互いに連携しながら流域住民等と共に、良好な景観づくりを推進するものとします。
- ③ 市町及び県は、良好な景観づくりを進めるため、公共施設管理者として、世界遺産を有する地域の景観に配慮した公共事業や施設整備の推進に努めるものとします。
- ④ 市町は、流域住民等に最も近い行政主体として、景観行政の中心的な役割を担うことを認識し、国、県との連携のもと、良好な景観づくりに関する施策を実施していくものとします。
- ⑤ 県は、広域的な行政主体として、国、和歌山県及び流域の市町との連携のもと、良好な景観づくりに関する施策を実施するとともに、市町が行う様々な施策を支援・補完するものとします。



小船梅林

第4章 良好な景観づくりのための誘導方策

1 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

熊野川（和歌山県との県境）から主尾根線までの範囲を基本とし、熊野川流域景観計画区域を設定します。

図5 熊野川流域景観計画区域



2 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

(1) 景観形成基準

熊野川流域における行為が、周辺の文化的景観と調和したものとなるよう、次のとおり定めます。

【共通的事項】

- ① 熊野川から眺望できる景観が、世界遺産のコアゾーン及びバッファゾーンと一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう、周囲の景観との調和を図ること。
- ② 地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮すること。
- ③ 行為地を選定するときは、地域の景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げとならないよう配慮すること。
- ④ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合には、全体的にまとまりがあるよう配慮すること。

【個別的事項】

- ① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

ア 配置及び規模

- 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。
- 主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。
- 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること。また、熊野川から見たときに、山稜のスカイラインから突出しない配置及び規模とすること。
- 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。
- 行為地がまとまりのある農地、集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。
- 集落にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。
- 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。

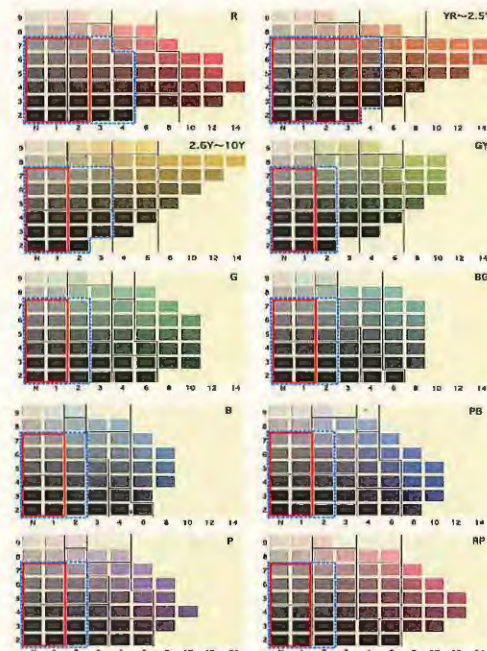
イ 形態及び外観

- 熊野川から見たときに、周辺と調和のとれた形態及び外観とすること。
- 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。
- 主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。
- 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。
- 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。
- 集落では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。
- 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること。

ウ 色彩

- 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。
- 建築物及び工作物の外観の色彩は、右の図のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、又は他の法令等の規定により、これら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。
- アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること。

図6 建築物及び工作物の外観の色彩基準（色相別）



凡例
 — : 建築物及び工作物の外観の基調色
 として使用可能な色彩の範囲
 : 建築物及び工作物の外観の副基調色
 として使用可能な色彩の範囲

工 素材

- a) 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。
- b) できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。
- c) できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。
- d) 集落、文化財等に近接する地域では、集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。

オ 緑化

- a) 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。
- b) 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。
- c) 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。

カ その他

- a) 屋外駐車場は、出入口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。
- b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。
- c) 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせて、できる限り周辺の景観に調和させること。

② 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）

- ア 景観に著しい改変が生じないようにすること。
- イ 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は、必要最小限にとどめること。
- ウ できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。
- エ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。
- オ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。

③ 土石の採取又は鉱物の掘採

- ア 景観に著しい改変が生じないようにすること。
- イ 期間及び規模は、必要最小限にとどめること。
- ウ 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。
- エ 採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。

④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

- ア 景観に著しい改変が生じないようにすること。
- イ できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。
- ウ 積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。
- エ できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。

(2) 届出対象行為

熊野川流域景観計画区域内において、次に掲げる行為を行おうとする場合は、届出が必要となり、景観形成基準に適合する必要があります。

行為の区分	規模
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第16条第1項第1号に定める行為)	すべての行為
2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第16条第1項第2号に定める行為) ① 煙突（支柱及び支線があるものについては、これらを含む。）その他これに類するもの ② 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの ③ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（②に掲げるものを除く。） ④ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。） ⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ⑥ 擁壁、さく又は塀 ⑦ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設 ⑧ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの ⑨ 自動車車庫の用途に供するもの ⑩ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの ⑪ ①から⑩に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	すべての行為
3 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 (景観法第16条第1項第3号に定める行為)	すべての行為
4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (景観法第16条第1項第4号に基づく県条例に定める行為)	すべての行為
5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (景観法第16条第1項第4号に基づく県条例に定める行為)	すべての行為

(3) 届出の対象外となる行為

① 景観法に規定する届出の適用除外となる行為

<p>【例えば、次のような行為が該当します。】</p> <p>ア 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>a) 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等</p> <p>b) 仮設の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p> <p>c) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為</p> <p>d) 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ・ 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する消火設備及び道路（私道を除く。）から容易に望見されることのない物干場その他の工作物を除く。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ・ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（高さが1.5m以下のものを除く。）
--

- e) 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ・高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ・用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く。）又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
 - ・土地の開墾

イ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

ウ その他政令で定める行為

- a) 文化財保護法第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為
- b) 屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

② 三重県景観づくり条例で定める届出の適用除外となる行為

ア 軽微な行為

- a) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- b) 建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10㎡以下のもの
- c) 建築物の外観の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの
なお、色彩の変更については、基調色の色彩基準を満たす色彩相互間の変更及び同基準を満たす色彩への変更の場合は、行為に係る面積が10㎡を超える場合であっても、届出は不要とする。
- d) 工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が10㎡以下のもの
- e) 工作物の外観の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの
なお、色彩の変更については、基調色の色彩基準を満たす色彩相互間の変更及び同基準を満たす色彩への変更の場合は、行為に係る面積が10㎡を超える場合であっても、届出は不要とする。
- f) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その期間が90日を超えて継続しないもの

イ 法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国若しくは地方公共団体が行う行為のうち、景観づくりのための措置が講じられているものとして規則で定めるもの

- a) 森林法第10条の2第1項、第34条第2項
- b) 自然公園法第10条第1項から第3項、第16条第1項から第3項、第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項、第68条第1項
- c) 砂利採取法第16条の認可を受けた河川法第25条又は農地法第4条若しくは第5条の許可（一時的な利用に限る。）

(4) 特定届出対象行為

景観法第17条第1項の規定により条例で定める、変更命令を行うことのできる特定届出対象行為は、次のとおりです。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

参考資料

1 熊野川流域における景観資源

分類	熊野川流域における景観資源	
	熊野市紀和町内	紀宝町内
自然的資源	熊野川の流れ（瀬、淵） 楊枝川原 机石 など	熊野川の流れ（瀬、淵） 蛇和田の滝 飛鉢ノ峰（ひばつのみね） 七日巻（なぬかまき）（湾曲した淵） 骨嶋 飛雪の滝 昼嶋 弁慶の足跡 苞苴の淵（おんべのふち） 御船島 亀島 など
歴史・文化的資源	川丈街道（川端街道）跡 禅燈寺 楊枝薬師堂 楊枝の渡し 地蔵道標 御本明神 本竜寺 和気神社 など	川丈街道（川端街道）跡 宣旨帰り 比丘尼転び 浅里神社 大龍寺 乙基の渡し など
社会・経済的資源	小船梅林 など	飛雪の滝キャンプ場 浅里展望台 三反帆 御船祭 など

2 良好な景観づくりに資する取組事例

良好な景観づくりに資する取組事例	
<p>1 地域外の方々を対象とする取組事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 熊野川流域の魅力の多様な発信 （世界遺産に興味がある、熊野川を舟で下ってみたい、自然景観を楽しみたい等、多様なニーズに対する、きめ細かな情報発信） 熊野川流域の魅力のアピールするきっかけづくり （「飛雪の滝キャンプ場」や「小船梅林」でのイベント企画、「飛雪の滝」のライトアップなど） 	など
<p>2 地域に暮らす方々を対象とする取組事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 来訪者との交流 （宿泊、休憩、食事を楽しむ場の設定など） 地域の歴史や文化を継承する語り部の育成 （養成講座や体験学習の実施など） 	など
<p>3 「川の参詣道」の保全と活用に関する取組事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 風土に根ざした集落景観や川舟文化の継承 （石積み技術の伝承、地場産材の活用など） 熊野川流域の景観を楽しむ視点場の保全 （浅里展望台へのルート整備、案内板やベンチの設置など） 県境地域の自治体との連携による魅力の創出 （熊野本宮大社から熊野速玉大社までの参詣ルートの復活など） 熊野川流域景観計画の運用 	など